# 佐野市医療費助成に関する条例（平成17年佐野市条例第120号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（ひとり親家庭）

## 個人情報保護委員会規則第３条第１項に基づく届出書

| | |
|---|---|
| 1. 執行機関の別 | 都道府県知事・市区町村等 |
| 2. 都道府県名 | 栃木県 |
| 3. 市区町村名 | 佐野市 |
| 4. 届出番号 | 3 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 65-1 ： ひとり親等の医療費助成に関する事務 |

## 1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---|---|---|
| ①事務の名称 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの | 佐野市医療費助成に関する条例（平成17年佐野市条例第120号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（ひとり親家庭） |
| ②番号法別表の項 | 65 | |
| ③利用特定個人情報提供省令第２条の表の項 | 90 | |
| ④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 佐野市個人番号の利用に関する条例別表第１　第２の項<br>佐野市医療費助成に関する条例（平成17年佐野市条例第120号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（ひとり親家庭） |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第１条 | 佐野市医療費助成に関する条例（平成１７年佐野市条例第１２０号）第１条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第１条<br>この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、(母子家庭等及び寡婦に)対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の(福祉)を図ることを目的とする。 | 第１条<br>この条例は、妊産婦、こども、重度心身障がい者及び(ひとり親家庭)の医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上及び(福祉の増進)を図ることを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 佐野市医療費助成に関する条例（平成１７年佐野市条例第１２０号）佐野市医療費助成に関する条例施行規則（平成１７年佐野市規則第８６号） |

## 2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

## 事務1

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---|---|---|
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令92条 項2号 | 佐野市医療費助成に関する条例第５条 |
| ②事務の内容 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 佐野市医療費助成に関する条例第5条の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 |

## 利用特定個人情報1

| | | |
|---|---|---|
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令92条 項2号ｲ | 佐野市医療費助成に関する条例施行規則第３条第３項第２号 |
| ②情報提供者 | 法務大臣 | 法務大臣 |
| ③提供を求める利用特定個人情報 | 戸籍関係情報 | 戸籍関係情報 |

## 利用特定個人情報2

| | | |
|---|---|---|
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令92条 項2号ﾛ | 佐野市医療費助成に関する条例施行規則第3条第3項第3号 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める利用特定個人情報 | 道府県民税又は市町村民税に関する情報 | 道府県民税又は市町村民税に関する情報 |

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

## 事務2

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---|---|---|
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令15条 項1号 | 佐野市医療費助成に関する条例第5条 |
| ②事務の内容 | 児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 佐野市医療費助成に関する条例第5条の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 |

## 利用特定個人情報1

| | | |
|---|---|---|
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令15条 項1号ｲ | 佐野市医療費助成に関する条例施行規則第3条第1項 |
| ②情報提供者 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 |
| ③提供を求める利用特定個人情報 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報 |

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

| | |
|---|---|
| 備考 | |

## 届出情報

| | |
|---|---|
| 届出日 | 2025年10月24日 |
| 独自利用事務の対象者 | ひとり親家庭の親と子 |
| 番号法第９条第２項の条例に規定した日 | 2024年10月03日 |
| 保護評価の実施の有無 | 1:実施済み |
| 評価書番号 | 26 |
| 保護評価書の名称 | ひとり親家庭医療費助成事務 基礎項目評価書 |
| 保護評価書のURLリンク | https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E6%A0%83%E6%9C%A8%E7%9C%8C%E4%BD%90%E9%87%8E%E5%B8%82&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=6&opn_date_from_month=10&opn_date_from_day=21&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=19&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2 |
| 委任関係 | |

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Govemment of Japan All Rights Reserved.